

## 省エネ基準への適合性に関する説明書について

令和4年度より耐震建替補助事業の提出書類に「省エネ基準への適合性に関する説明書の写し」が追加されました。申請者は設計者より省エネ基準への適合性に関する説明を受けたことを示す書面を受け取り、実績報告の際にご提出ください。

### 説明義務制度とは

建築士は、300 m<sup>2</sup>未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。

説明内容は下記の通りです。

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合)  
省エネ性能確保のための措置の内容

なお建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



### 設計者の方へ

申請者(建築主)に説明を行った場合は「省エネ基準への適合性に関する説明書の写し」※1 を交付し、説明を希望しない場合はその旨を書面にさせていただきようお願いいたします。

※1 様式は任意です。国土交通省のウェブサイト「建築物省エネ法のページ」で参考様式が公開されています。裏面に参考様式を掲載しています。

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： \_\_\_\_\_

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名： \_\_\_\_\_

資格： \_\_\_\_\_ 建築士 \_\_\_\_\_ 登録第 \_\_\_\_\_ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

区分（一級、二級、木造）： \_\_\_\_\_ 建築士事務所

(備考)